

◇江戸遺跡研究会第105回例会は、2006年5月17日(水)午後6時30分より東京文化会館中会議室に◇
◇で行われ、関口慶久氏より、以下の内容が報告されました。◇

村から町への変容

—東京都豊島区巣鴨遺跡・都営三田線巣鴨駅エスカレーター設置地区の調査から—

関口慶久

(水戸市教育委員会)

調査の経緯	都営三田線巣鴨駅のエスカレーター設置工事に伴う発掘調査
調査期間	2004年8月9日～10月22日
調査面積	238.8㎡
調査主体	豊島区遺跡調査会
広報・報告	豊島区遺跡調査会 2004「真夜中に姿をあらわした江戸のまち」『巣鴨百選』121号 豊島区遺跡調査会 2005『巣鴨町VI』（豊島区遺跡調査会報告7）

1. はじめに

筆者は2004年度まで豊島区遺跡調査会に在職し、同区内の埋蔵文化財調査に携わってきた。ここで報告する巣鴨遺跡・都営三田線巣鴨駅エスカレーター設置地区（以下、エスカレーター地区）も、筆者が担当した発掘調査の一つである。この調査は、調査区が国道17号線の真下にあることから（第1図）、車の通行量が少なくなる夜間における調査を余儀なくされた。夜間調査は筆者にとって初経験であったことから、調査方法について試行錯誤を繰り返した、印象深い現場であった。

さて本地区では、調査の結果近世初頭から幕末・近代・現代に至る8期の時期区分を設定し、各期の土地利用のあり方を叙述している。なかでも、巣鴨地区が中世的性格をのこした村から、近世的な町へと変容する過程が窺えたことは、過去の巣鴨遺跡の調査成果の中でも注目される成果であった。

エスカレーター地区の調査成果は、地元ミニコミ誌において調査成果を発信しており（豊島区遺跡調査会2004）、また既に報告書も刊行済みである（豊島区遺跡調査会2005）。したがって詳細は報告書を参照頂くとして、本稿では報告書刊行後約2年を経た中で筆者が考えたことを加味しつつ、エスカレーター地区の調査概要を述べることにしたい。

2. 巣鴨遺跡の概要

巣鴨遺跡は、近世にあつては江戸御府内の周縁に位置する、広域の埋蔵文化財包蔵地である。1

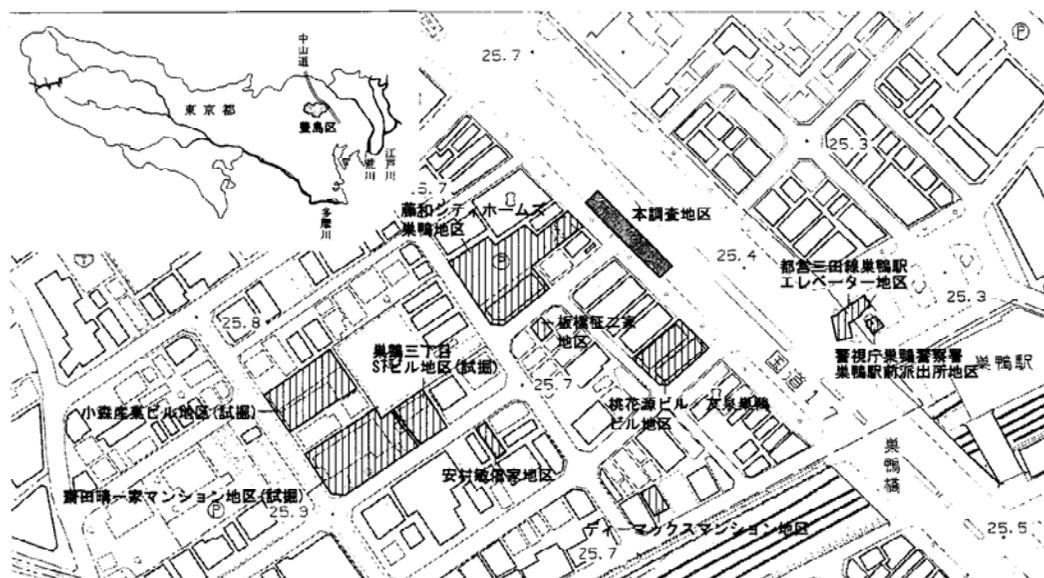
991年より現在に至るまで、数多くの発掘調査を実施している。

遺跡の性格は主として武家地・町地・寺社地に分類でき、その変遷は以下のように整理される。

《武家地の変遷》加賀藩前田家中屋敷（1657～1679）→松本藩水野家下屋敷（～1725）→複数の大名・旗本屋敷に分筆される。既報告書：『巣鴨Ⅰ』～『巣鴨Ⅴ』。

《町地の変遷》巣鴨村（増上寺領・17c初～）→巣鴨町（町奉行支配・1745～）。既報告書：『巣鴨町Ⅰ』～『巣鴨町Ⅶ』

《寺社地》真性寺（1615年中興開山～現代）。既報告書（概報）：『豊島区文化財年報』第2号。



第1図 調査区の位置

3. エスカレーター地区の調査

エスカレーター地区では、最大3つの遺構確認面から205基の遺構（ピット含む）と1,605点の遺物が検出された。巣鴨遺跡における既調査地区から検出された遺構・遺物と本地区のそれとを単純比較すれば、必ずしも多い量とはいえない。しかし本地区が遺構密度の低い町家の「オモテ空間」にあたること、巣鴨町家における土地利用が最も盛んであった18世紀後半代以降の生活面が、現代に削平されてほとんど失われていたことを鑑みるならば、今回の調査で得られた成果は他地区に比しても注目すべきものがある。

《時期設定》

エスカレーター地区の調査では、以下のⅠ～Ⅷ期にわたる土地利用の変遷を設定した（表）。

Ⅰ期	巣鴨村の時代（1）	17世紀前半代	遺物16点
Ⅱ期	巣鴨村の時代（2）	17世紀前半代（Ⅰ期～Ⅲ期の間）	遺物20点

Ⅲ期	巢鴨町の時代（1）	17世紀後半代	遺物19点
Ⅳ期	巢鴨町の時代（2）	17世紀後半代（Ⅲ期～Ⅴ期の間）	遺物32点 +Ⅲ・Ⅳ期61点
Ⅴ期	巢鴨町の時代（3）	17世紀後半代～18世紀前半	遺物684点
Ⅵ期	巢鴨町の時代（4）	18世紀後半～19世紀前半	遺物0点
Ⅶ期	近代の巢鴨	近代	遺物6点
Ⅷ期	現代の巢鴨	現代	遺物0点

この時期設定は、遺構の切り合い関係および出土遺物の年代観、さらには周辺地区における土地利用の様相なども考慮に加えたものである。

表は、各層序（1層上面・2a層上面・2b層上面・3層上面・ローム層上面）とそこから検出された遺構が、Ⅰ～Ⅷ期までのどの時期に属するのかを一覧にしたものである。区画1・2・3とあるのは、Ⅲ期以降に展開した町割の痕跡である。なおⅠ・Ⅱ期の遺構確認は、Ⅲ期の土地利用によって大幅に制限されている。町割がなされていないⅠ・Ⅱ期についても、1～3の区画ごとに示したほうが理解しやすいと考えたため、表ではⅠ～Ⅷ期まで通して区画1～3ごとにあえて表記している。しかし区画が出現したのは、Ⅲ期以降である点は留意されたい。

以下、各期ごとの土地利用の概要を述べていこう（第2図・第3図）。

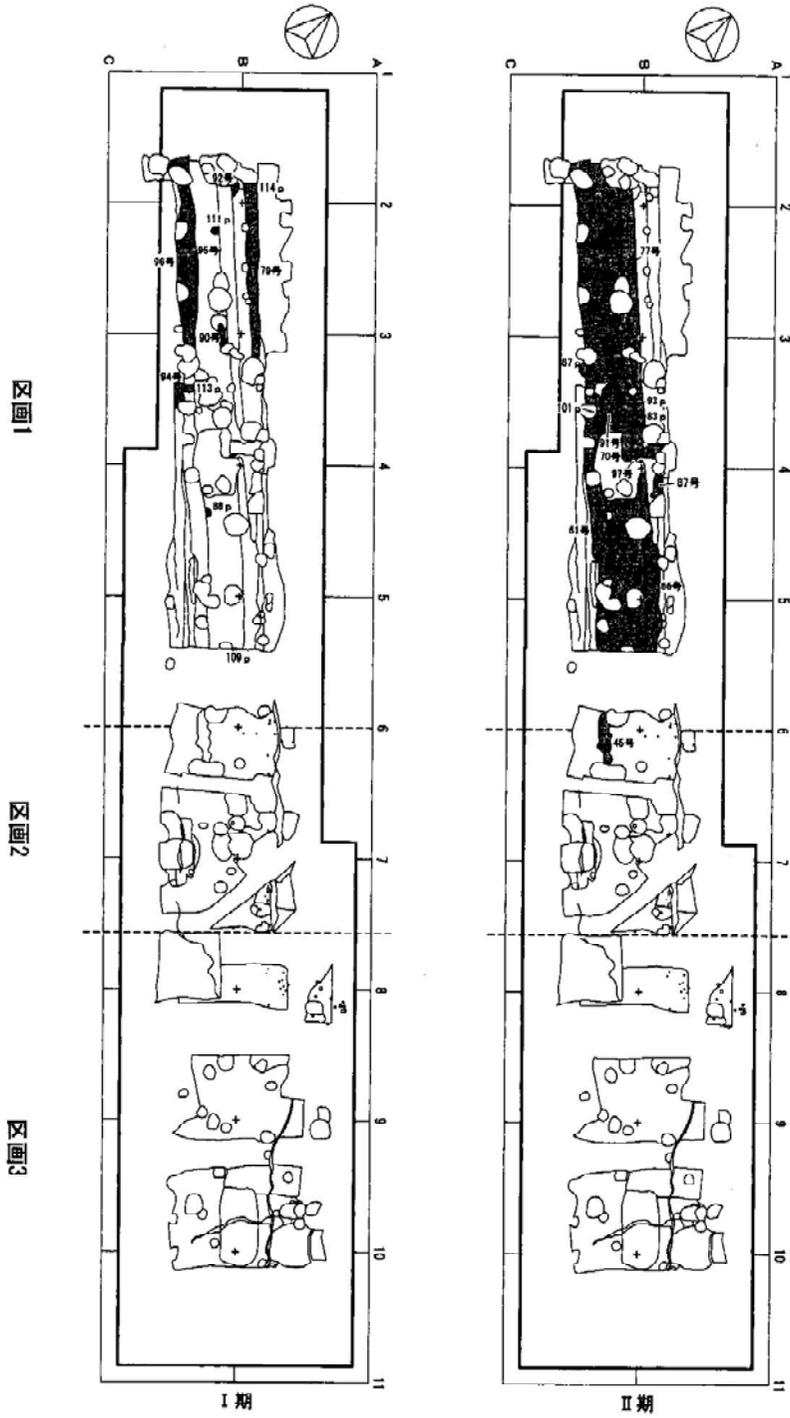
《Ⅰ期の土地利用－巢鴨村の時代（1）－》

Ⅰ期における主要遺構としては、79号遺構と95号遺構がある。この2つの遺構については道路の側溝とみられ、それに挟まれた空間が道路であったと思われる。道路跡とみられる空間は、ある程度の硬化が認められるものの版築状路面やいわゆる波板状凸凹など、道路状遺構においてよくみられる痕跡はなかった。地山が踏み固められた、単純な構造であったと考えられる。

道路状遺構の主軸方位は、N-48°-W、幅員は約160mである。この主軸方位は、これまで巢鴨遺跡で確認されている道路状遺構の方位とおおむね合致する。すなわちN-40°-WからN-60°-W前後の軸線は、古代の道から旧中山道、そして現代の地蔵通りまで続いており、歴史的連続性を有するものとして位置づけられるであろう。

Ⅰ期の道の性格は、調査面積が狭小であるため導き出すのは難しい。しかしこれまでの調査成果等を考慮すると、恐らく、巢鴨が町場化する以前の中山道であったと考えられる。

17世紀段階の巢鴨村については必ずしも資料に恵まれていないものの、巢鴨遺跡の複数地点で検出されている「境堀」の検討から、いまだ中世的要素を残した景観が存在していたと推測されている。とすれば、当時の中山道についても、近世の幹線道路として整備される以前の中世的な景観を残した道であっても不思議はないであろう。



第2図 遺構変遷図(1)

時期	区画1 (1～5ライン)			区画2 (6～7ライン)			区画3 (7～10ライン)			実年代
	確認面	概要	遺構・ビット	確認面	概要	遺構・ビット	確認面	概要	遺構・ビット	
I期	ローム	道。幅員2m。	79号遺構、(90号遺構)、92号遺構、(94号遺構)、95号遺構、96号遺構、88p、109p、111p、(113p)、114p、115p	なし	Ⅲ期に削平され、不明(区画1にある道が延長していたものと思われる)。		なし	Ⅲ期に削平され、不明(区画1にある道が延長していたものと思われる)。		17世紀前半
Ⅱ期	ローム	道。幅員1.5m。	61号遺構、66号遺構、(70号遺構)、(75号遺構)、77号遺構、78号遺構、(85号遺構)、87号遺構、88号遺構、(91号遺構)、(97号遺構)、(83p)、(87p)、(93p)、(101p)	なし	Ⅲ期に削平され、不明(区画1にある道が延長していたものと思われる)。	(45号遺構)	なし	Ⅲ期に削平され、不明(区画1にある道が延長していたものと思われる)。		
Ⅲ期	ローム	道が北にそれる。その内側に町屋が展開する。	32号遺構、36号遺構、63号遺構、64号遺構、65号遺構、(68号遺構)、67号遺構、(71号遺構)、(72号遺構)、(73号遺構)、76号遺構、(80号遺構)、83号遺構、89号遺構、93号遺構、(54p)、84p、85p、86p、89p、94p、95p、(96p)、(97p)、(98p)、(99p)、100p、102p、103p、105p、106p、(108p)、(110p)、112p、118p、119p	ローム	道が北にそれる。その内側に町屋が展開する。	37号遺構、40号遺構、43号遺構、49号遺構、50号遺構、(100号遺構)、49p、55p、57p、59p、60p、62p、63p、82p	ローム	道が北にそれる。その内側に町屋が展開する。	7号遺構、8号遺構、9号遺構、10号遺構、11号遺構、12号遺構、13号遺構、17号遺構、18号遺構、(100号遺構)、8p、9p、10p、11p、12p、13p、14p、15p、16p、17p、18p、19p、20p、21p、22p、23p、24p、25p、26p、27p、28p	～17世紀後半
Ⅳ期				3層	町屋が展開。	31号遺構、32号遺構、33号遺構、36号遺構、38号遺構、39号遺構、39p、41p、43p、44p、50p、51p、52p、53p、56p、58p	3層	町屋が展開。	4号遺構、5号遺構、6号遺構、30号遺構、3p、4p、5p、6p、7p、37p、40p、42p	
Ⅴ期	2層	町屋が展開。	35号遺構、52号遺構、53号遺構、54号遺構、55号遺構、57号遺構、58号遺構、59号遺構、29p、35p、36p、38p、45p、47p、64p、65p、66p、67p、68p、69p、70p、71p、72p、73p、74p、75p、76p、77p、78p、79p、80p、81p	2層	町屋が展開。	2号遺構、19号遺構、20号遺構、21号遺構、22号遺構、24号遺構、26号遺構、27号遺構、29号遺構、31p	2b層	町屋が展開。	3号遺構、23号遺構、25号遺構、28号遺構、32p、33p、34p	17世紀後半 ～18世紀前半
							2a層	町屋が展開。	1号遺構、2号遺構、15号遺構、16号遺構、1p、2p、30p	
Ⅵ期	なし	Ⅴ期に削平。壊滅。		なし	Ⅴ期に削平。壊滅。		なし	Ⅴ期に削平。壊滅。		18世紀後半 ～19世紀前半
Ⅶ期	なし	Ⅴ期に削平。壊滅。	99号遺構、117p	なし	Ⅴ期に削平。壊滅。		なし	Ⅴ期に削平。壊滅。		近代
Ⅷ期	1層			1層			1層			現代
不明			69号遺構、74号遺構、46p、90p、91p、92p、107p、116p			42号遺構、44号遺構、46号遺構、47号遺構、48号遺構、48p			61p	

表 遺構の変遷一覧

中世の道については、中世みちの研究会をはじめとする研究活動の成果（藤原良章2004『中世のみちを探る』高志書院）を参照する限り、地域の幹線道路であっても、幅員が160cm程度もしくはそれより狭いことも決して珍しくないことが窺える。このような事例を参照してみても、巢鴨村の段階の中山道は、160cmという幅員であっても十分機能できたと思われるのである。

《Ⅱ期の土地利用－巢鴨村の時代（2）－》

Ⅱ期における主要遺構は、道路状遺構である78号遺構と、その側溝である66号・77号遺構と61号遺構である。この道路状遺構は、Ⅰ期で認められた道の直上に位置し、軸線もN-49°-Wとほぼ同じである。幅員は約100cmと、Ⅰ期の道よりさらに狭くなっている。

道路の構造としては、一部において薄い硬化面が認められたが、版築や波板状凹凸は認められず、Ⅰ期の道と同様、簡易なつくりである。側溝については、自然科学分析の結果恒常的な流水は認められず、雨水を溜めるための排水溝としての性格が認められた。

Ⅱ期の道路状遺構で注目すべきは、Ⅰ期では幅員150cmであった道が、100cmに狭められ敷き直されたということである。

後述するように、Ⅲ期以降になると本地区周辺は次第に町場化し、中山道は大幅に幅員を拡げるようになる。すなわち本期は、町場化する巢鴨の直前期に位置付けられる。このような本期の状況を考えるならば、ヒト・モノの流れはむしろ活発化してくるはずであり、それだけに道の重要性は増し、幅員は広げられると考えるほうが自然であろう。とすると、本地区で確認された道は単独ではなく、すぐそばに78号遺構と同等かそれ以上の幅員を持つ道が敷かれたと想定することもできよう。

各地で検出されている道のなかには、主道に並行して側道が走る事例も少なからず認められる（藤原2004）。このような事例と、Ⅲ期の前段階という本期の性格を考慮するならば、78号遺構の他に道が走っていたということも、充分考えられる出来事ではなかろうか。

《Ⅲ期の土地利用－巢鴨町の時代（1）－》

Ⅲ期における道状遺構としては、区画1で検出されている76号遺構が挙げられる。本遺構は中山道の南側の側溝であると考えられる。自然科学分析から、雨水を排出するための側溝としての性格が窺えている。

側溝のみの検出であるため、道路の本体部分の構造や規模などは分からない。しかしこれまでの巢鴨遺跡の調査によって検出されている中山道の側溝と一連のものであるとするならば、およそ2間の幅員が想定できよう。

Ⅲ期における道路は、Ⅰ期・Ⅱ期で検出された道路より北に移動している。そしてその南側には、いくつかのピットや遺構が認められるようになる。すなわちⅢ期には、中山道沿いに建築物が建てられるようになったと考えられる。その後巢鴨が中山道沿いの町家として発展していくことを

踏まえるならば、これらのピット等はミセの軒先部分である可能性が高い。

このようにある程度町家としての土地利用のあり方が復元できる1ラインから4ラインの間（区画1）に比べ、4ラインより東側（区画2・3）については、いくつかの遺構が検出されているものの、遺構どうしの対応関係を把握することは困難で、具体的な復元には至らなかった。

ただ区画2と区画3では包含層3層が認められるのに対し、区画1では認められないことから、Ⅲ期に至っていくつかの屋敷割がなされ、その敷地割りの単位ごとに土地利用のあり方に差異が生じている可能性は指摘できる。

Ⅲ期以降、少なくとも屋敷割は3区画が確認できるわけであるが、あくまで確認できただけの単位で、実際はさらに細かく細分化されていた可能性も充分考えられる。

Ⅲ期は出土遺物の年代から、17世紀後半に比定される。この時期は、巢鴨遺跡の幾つかの地区で認められている「境堀」が埋没し、町場としての最初期の遺構が他地区においても出現する時期にあたる。水本和美氏は当該期における巢鴨の景観を「…境堀の内側に、最初の町場が形成されていったのである。だが、桜花苑ビル地区における17世紀後半の遺構・遺物の様相は、当該期の巢鴨町が、必ずしも奥行のある町家の密集する町並みを呈していなかった可能性を示している」と纏めている（橋口定志・水本和美1995「江戸周縁の町」『季刊考古学』53号）。本地区とその周辺で認められた遺構の展開状況は、水本氏が述べたような17世紀後半の巢鴨町の景観に、ほぼあてはまると言ってもよいであろう。

《Ⅳ期の土地利用－巢鴨町の時代（2）－》

本期は相対的に遺構数が少なく、土地利用は活発でない印象を受ける。遺構どうしの相関関係も把握できず、具体的な景観を想定することは難しい。

Ⅲ期およびⅤ期以降の状況を踏まえるならば、本期においても旧中山道に沿った町家の軒先部分であったと思われる。区画3で検出されている硬化面（33号遺構）は、軒先の土間に相当するのかもしれない。区画3で検出されている2基の溝状遺構（5号遺構・6号遺構）は、比較的大型であり、本期の土地利用のあり方を考える上で注目すべき遺構であるが、その性格付けは難しい。

本期における土地利用のあり方を復元するには、情報量が不足している。したがって現段階では、Ⅳ期はⅢ期と同様、巢鴨町の草創期としての位置付けが適当であろう。

《Ⅴ期の土地利用－巢鴨町の時代（3）－》

Ⅴ期ではⅢ期に引き続き中山道の側溝と思われる溝状遺構が幾つか検出されている。区画1においては35号遺構と54号遺構、区画2と区画3においては2号遺構がそれに相当する。

注目すべきは、35・54号遺構と2号遺構は、性格としては同じ中山道の側溝であるが、場所によって規模・構造が異なる傾向が認められたことである。

また54号遺構に西接する52号遺構より西側では、一定区間、溝がない空間が存在することも、注

目に値する。この空間は恐らく中山道とミセをつなぐ出入口部分であった可能性が高い。

ほか区画1において注目される遺構としては、砂利敷きの痕跡である59号遺構が挙げられよう。廃絶の際にかなり整理され、かろうじて砂利の広がり把握される程度の遺存状況であるが、本来は相応にしっかりと玉石が敷き詰められ、ミセの軒先としては相応に見栄えがあったと思われる。

区画3においては、本地区唯一の地下室が検出されている（28号遺構）。ミセ部分に地下室が存在することは、巢鴨遺跡においても幾つか類例がある。

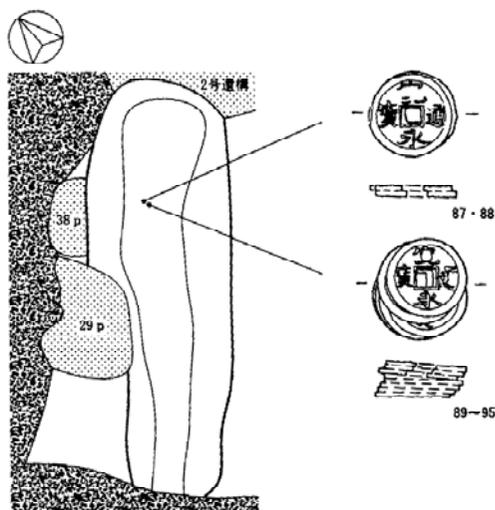
さらにV期において注目される遺構のひとつに、銭貨を埋納した区画溝である29号遺構がある（第4図）。本遺構は区画1と区画2の境界部分に位置する。銭貨は溝を9割方埋めきった段階で、1カ所に2枚、もう1カ所に7枚をそれぞれ重ねて置き、その上をパックするように埋土をかぶせた、という過程が窺える。埋没途中あるいは完全に埋没しきった時点で、祭祀行為が行われた様子が窺える。

土地の改変を行う際に祭祀行為を行うことは、江戸遺跡において事例が幾つか確認されているところである。本事例も区画を示す施設を廃絶する過程での埋納行為であるから、同様の目的・性格を窺うことができよう。

V期は巢鴨遺跡の他の地区においても、土地利用が活発になっていく事例が多い。またこの時期は、巢鴨町が町奉行支配地に組み込まれていく時期にもあたり、巢鴨町全体が町場化していく様子が窺える。このように本期は村から町へと変容していく時期として位置付けられるのである。

《VI期の土地利用－巢鴨町の時代（4）－》

VI期以下は、本地区においては現代（VIII期）に大規模な削平を受けたため、全く遺存していない。したがって考古学的に18世紀後半以降の土地利用の状況を把握することは不可能である。しかし偶然にも、発掘調査期間中に東京都公文書館の高尾善希氏が、幕末期の土地利用を具体的に示す文献資料である『巢鴨町軒別絵図』を発見したとの報を受け、急遽本報告にその成果を盛り込むこととなった。同史料では、家作の大きい植木屋や鍛冶屋、地借りの車屋や髪結屋などのミセが、中山道に沿ってひしめいていた様子が窺え、いみじくも当時の本地区周辺の土地利用の様相がある程度想定できる結果となった。



第4図 銭貨埋納遺構（29号遺構）

18世紀後半から19世紀前半にかけて土地利用が活発だった状況は、文献史料だけでなく、考古資料からも充分に捉えられているところである。斎田弥三郎の家作跡に比定される藤和シティホームズ巢鴨地区をはじめ、ほかの巢鴨遺跡の各地区において、最も遺構の重複が激しくなるのがⅥ期であり、まさに近世巢鴨町の最盛期といった様相を呈するのである。

《Ⅶ・Ⅷ期の土地利用－近～現代の巢鴨－》

本地区における近代の土地利用については、現代（Ⅷ期）に大規模な削平を受けており、それを検証することは難しい。

しかしすでに鈴木裕子氏が、『巢鴨町Ⅲ』の報告のなかで、近代以後の旧中山道の拡幅について考察を加えている。要約すると、大正初年の市電開通に伴う道路拡幅と、アジア・太平洋戦争直後の復興計画の2度にわたり、大規模な道路の拡幅があったようである。

また鈴木氏は考察のなかで、現行の地形図に旧中山道の位置を復元する試みをされている。そこに示された旧中山道の位置は、本地区においてⅢ期以降に確認された中山道の位置とほぼ合致する。少なくとも本地区周辺までは、鈴木氏の復元プランが正しかったことが、本地区の調査によって検証されたのである。

4. おわりに

本地区の調査において得られた知見は少なくないが、特に今後の巢鴨における地域史研究の視点から、重要と思われる事項をまとめると、次の3点に要約されよう。

- ① 17世紀から現代に至る、8時期にわたる土地利用のあり方が判明したこと。とくに17世紀代の巢鴨の変遷を具体的に復元できたことは、大きな成果である。なぜなら、これまでの巢鴨遺跡の調査では18世紀後半以降の遺構・遺物は多く発見されているものの、それ以前の時期の資料は充分に得られていなかったからである。
- ② 旧中山道の可能性が高い道路が複数検出され、4段階にわたる変遷が想定できたこと。
- ③ ①と②の成果から、巢鴨の村落的な景観が町場化していく過程、すなわち町から村への変容過程を、かなり具体的なイメージを伴って把握することが可能になったこと。

以上のことをふまえ、次に今後検証されるべき問題点をいくつか挙げておきたい。

① I期・II期の道の性格とその展開状況について

本報告では、この道を旧中山道に比定してはいるが、それは確定的事項ではない。検証には道の両側における遺構の展開状況を把握する必要がある。また、本地区では相応に良好に遺存していた道路状遺構が、他地区の調査では確認されていないというのも、気になる点である。

個人的には、この道は少なくとも眞性寺付近で現地蔵通りの直下に収斂するのではないかと予測しているが、いずれにせよその検証は今後の課題として残されている。

② 中山道の側溝のあり方について

V期以降に認められた中山道の側溝の掘形の形状は、区画によって相応の差異が認められた。また、側溝を堰き止める状態で、ミセへの出入り口と思われる部分を設けている箇所も認められた。

すなわち本地区で認められた情報のみで判断するならば、中山道の側溝は、町家のあり方と強い関連性が認められ、町共同体の裁量である程度の改変が可能であったと想定できる。

しかし町奉行支配下に置かれ、近世的封建体制に組み込まれたV期段階の巢鴨町において、五街道のひとつである中山道の側溝の管理が町共同体の裁量に任されていたというのは、いささか理解しにくい出来事である。このようなことを考えた場合、本地区で認められる側溝のバリエーションは、どのように考えればよいのであろうか。

以上のようなことが、本地区の成果をふまえた今後の課題として挙げられよう。

かかる問題意識は、巢鴨地区における地域史の復元という当面の目標を前提としたものであるが、その延長線上には17世紀から18世紀にかけて認められる考古学上の画期、すなわち中世的景観から近世的景観への変化の一端を明らかにすることを射程に入れている。

したがってエスカレーター地区において提示した問題点に関しては、現在も巢鴨遺跡において着々と蓄積されている調査事例の分析とともに、御府内およびその周辺地域における土地利用の分析からのアプローチも有効であろう。

いずれにせよ空間を区切る「堀」と、空間をつなぐ「道」は、場を理解するための最も基礎となる遺構である。その性格を探る上での論点を提示し、そこから村から町への変容の一端を復元できたことは、相応に意義のある成果であったといえよう



写真1 調査区周辺



写真2 夜間調査区



写真3 調査区掘削



写真4 調査区掘削(土留掘削)